

指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則	指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準について（審査基準）
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準</p> <p>  第一節 人員に関する基準（第五条―第八条）</p> <p>  第二節 設備に関する基準（第九条・第十条）</p> <p>  第三節 運営に関する基準（第十一条―第六十一条）</p> <p>第三章 雑則（第六十二条）</p> <p>附則</p>		
<p style="text-align: center;"><b>第一章 総則</b></p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第一条</b> この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第三項において準用する法第三十六条第三項第一号並びに第四十四条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第一条</b> この規則は、<b>指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十三号。以下「条例」という。）</b>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第一 基準の性格</b></p> <p>1 基準は、指定障害者支援施設が法に規定する便宜を適切に実施するため、必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定障害者支援施設は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定障害者支援施設が満たすべき基準を満たさない場合には、指定障害者支援施設の指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、設置者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由がなく、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には設置者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、④の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護給付費又は訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができること。</p> <p>（1）次に掲げるときその他の指定障害者支援施設が自己の利益を図るために基準に違反したとき</p> <p>① 施設障害福祉サービスの提供に際して指定障害者支援施設に入所する者又は当該指定障害者支援施設に通所する者（以下「利用者」という。）が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</p> <p>② 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して事業者による指定障害福祉サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>③ 一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者又はその従業者から、利用者又はその家族に対して特定の事業者による指定障害福祉サービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を受受したとき</p> <p>（2）利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>（3）その他（1）及び（2）に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき</p> <p>3 指定障害者支援施設が、運営に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該施設から指定障害者支援施設について指定の申請がなされた場合には、当該施設が運営に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>4 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）において法等の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとしていた基準について、都道府県の条例で定めることとされたところであるが、その具体的な考え方については、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の公布について」（平成23年10月7日付け障発第1007第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照されたい。</p>

(定義)

**第二条** この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

二 支給決定障害者 法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者をいう。

三 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

四 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。

五 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設に支払われることをいう。

六 常勤換算方法 指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

七 昼間実施サービス 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち

(用語)

**第二条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

## 第二 総論

### 1 事業者指定の単位について

- (1) 従たる事業所（昼間実施サービスの場）の取扱いについて
- 指定障害者支援施設の指定等は、原則として施設障害福祉サービスの提供を行う障害者支援施設ごとに行うものとするが、障害者支援施設で行う昼間実施サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援B型）については、次の①及び②の要件を満たす場合については、当該障害者支援施設内の「主たる事業所（昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。）」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、当該障害者支援施設と異なる場所に一又は複数の「従たる事業所（昼間実施サービスの場に限る。以下同じ。）」を設置することが可能であり、これらを一の障害者支援施設として指定することができる取扱いとする。
- ① 人員及び設備に関する要件
- ア 「主たる事業所」及び「従たる事業所」の利用者の合計数に応じた従業者が確保されているとともに、「従たる事業所」において常勤かつ専従の従業者が1人以上確保されていること。
- イ 「従たる事業所」の利用定員が障害福祉サービスの種類に応じて次のとおりであること。
- （Ⅰ）生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上
- （Ⅱ）就労継続支援B型 10人以上
- ウ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね30分以内で移動可能な距離であって、サービス管理責任者の業務の遂行上支障がないこと。
- エ 利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。
- ② 運営に関する要件
- ア 利用申し込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われていること。
- イ 職員の勤務態勢、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要因を派遣できるような体制）にあること。
- ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。
- エ 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。
- オ 人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。
- (2) 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設において、昼間実施サービスを当該障害者支援施設と異なる場所で実施する場合は、(1)の①のイ及びウ並びに②の要件を満たしている場合は、一の障害者支援施設として取り扱うことが可能である。

### 2 用語の定義（条例第2条、規則第2条）

- (1) 「常勤換算方法」
- 指定障害者支援施設の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該障害者支援施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をい

施設入所支援を除いたものをいう。

(申請者の要件)

**第三条** 法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

(指定障害者支援施設の一般原則)

**第四条** 指定障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

うものである。この場合の勤務延べ時間数は、当該施設障害福祉サービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

(2) 「勤務延べ時間数」

勤務表上、施設障害福祉サービスの提供に従事する時間として明確に位置づけられている時間又は当該施設障害福祉サービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置づけられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害者支援施設において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3) 「常勤」

指定障害者支援施設における勤務時間が、当該指定障害者支援施設において定められている常勤の従業者が1週間に勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいうものである。

当該指定障害者支援施設に併設される事業所の職務であって、当該指定障害者支援施設の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

例えば、指定障害者支援施設と指定短期入所事業所が併設されている場合、当該指定障害者支援施設の管理者と指定短期入所事業所の管理者とを兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて施設障害福祉サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害者支援施設における勤務時間（生活介護及び施設入所支援については、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(5) 「前年度の平均値」

① 基準第4条第2項における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

② 新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した施設において、新設又は増床分のベッドに関して、前年度において1年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者の数は、新設又は増床の時点から6月未満の間は、便宜上、利用定員の90%を利用者数とし、新設又は増床の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を当該6月間の開所日数で除して得た数とし、新設又は増床の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を当該1年間の開所日数で除して得た数とする。これに対し、減少の場合には、減少後の実績が3月以上あるときは、減少後の利用者の数の延べ数を当該3月間の開所日数で除して得た数とする。

ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定するものとする。

③ 特定旧法指定施設が指定障害者支援施設へ転換する場合の「前年度の平均値」については、当該指定を申請した日の前日から直近1月間の全利用者の延べ数を当該1月間の開所日数で除して得た数とする。また、当該指定後3月間の実績により見直すことができることとする。

**第二章 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準**

**第一節 人員に関する基準**

(従業者の員数)

**第五条** 指定障害者支援施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員（一）から（四）までに定めるところによる。

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上とする。

(イ) (i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分（規則で定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者（規則で定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。）の数を六で除した数

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(ロ) (イ)(i)の規則で定める者である利用者の数を十で除した数

(二) 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(三) 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

(四) 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、一以上とする。

(3) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として規則で定めるものをいう。以下同じ。）（一）又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

(二) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(従業者の員数)

**第三条 条例第五条第一項第一号イ(2)(一)(イ)の障害程度区分の平均値は、厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）の規定により算定するものとする。**

**2 条例第五条第一項第一号イ(2)(一)(イ)(i)の規則で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第八十四条において準用する同令第二十二条及び百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号。以下「指定基準第七十一条等で定める告示」という。）第三号に規定する者とする。**

**3 条例第五条第一項第一号イ(3)の規則で定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理を行う者を定める告示」という。）第一号に規定する者とする。**

**第三 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準**

**1 人員に関する基準**

(1) 従業者の員数（**条例第5条、規則第3条**）

① 生活介護を行う場合（**条例第5条第1項第1号、規則第3条第1項～第3項**）

ア 医師（**条例第5条第1項第1号イ(1)**）

日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う医師を、生活介護を利用する利用者の障害の特性に応じて必要数を配置しなければならないものであること。

なお、この場合の「必要数を配置」とは、嘱託医を確保することをもって、これを満たすものとして取り扱うことも差し支えない。

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

（**条例第5条第1項第1号イ(2)、規則第3条第1項・第2項**）

これらの従業者については、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法により、次の(Ⅰ)及び(Ⅱ)の数を合計した数以上でなければならないものである。

(Ⅰ) (Ⅱ)以外の利用者については、前年度の利用者の数の平均値及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定される平均障害程度区分に応じた必要数

なお、平均障害程度区分の算定に当たっては、利用者の数から、法附則第22条第1項に規定する特定旧法受給者（以下「特定旧法受給者」という。）、平成18年9月30日において現に障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22法律第71号。以下「整備法」という。）による改正前の児童福祉法第42条に規定する知的障害児施設、同法第43条の3に規定する肢体不自由児施設及び同法第43条の4に規定する重症心身障害児施設を利用していた者又は平成18年9月30日において現に同法第7条第6項及び旧身体障害者福祉法第18条第2項に規定する指定医療機関に入院していた者であって、生活介護又は施設入所支援の対象に該当しない者（以下「経過措置利用者」という。）、経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者又は生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者は除かれる。（厚生労働省告示第553号「厚生労働大臣が定める者」参照）

(算式)

{(2×区分2に該当する利用者の数) + (3×区分3に該当する利用者の数) + (4×区分4に該当する利用者の数) + (5×区分5に該当する利用者の数) + (6×区分6に該当する利用者の数)} / 総利用者数

なお、平均障害程度区分の算出に当たって、小数点以下の端数が生じる場合には、小数点第2位以下を四捨五入することとする。

(Ⅱ) 生活介護を利用する経過措置利用者以外の施設入所者であって、区分3（50歳以上の者は区分2）以下の者の数を10で除した数

また、看護職員及び生活支援員については、それぞれについて最低1人以上配置するとともに、必要とされる看護職員及び生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

エ サービス管理責任者（**条例第5条第1項第1号イ(3)、規則第3条第3項**）

サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な生活介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等を行う者であり、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。

また、指定障害者支援施設の従業者は、原則として専従でなければならないが、職種間の兼務は認められるものではない。このため、サービス管理責任者についても、施設障害福祉サービス計画の作成及び提供した生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。

ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定障害者支援施設の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては、原則として、兼

務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできないものであること。

また、1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの施設障害福祉サービス計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから、この範囲で、指定障害者支援施設のサービス管理責任者が、指定共同生活介護事業所、指定宿泊型自立訓練事業所若しくは指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。

(例) 利用者の数が30人の指定障害者支援施設におけるサービス管理責任者が、利用者の数が10人の指定共同生活介護事業所におけるサービス管理責任者と兼務する場合

オ 生活介護の単位 (条例第5条第1項第1号ロ)

(I) サービス提供の単位

生活介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的に提供される生活介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の生活介護の単位を設置することができる。

- i 生活介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。
- ii 生活介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。
- iii 生活介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。

(II) サービス提供単位ごとの従業者の配置

生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者を確保するとは、生活介護の単位ごとに生活支援員について、当該生活介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである(例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる)。

(III) 常勤の従業員の配置

同一施設で複数の生活介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(サービス管理責任者及び医師を除く。)が必要となるものである。

ウ 機能訓練指導員 (条例第5条第1項第1号ハ)

理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場合には、看護師のほか、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者をもって代えることができるものであること。

また、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、指定障害者支援施設の生活支援員が兼務して行っても差し支えない。

② 自立訓練(機能訓練)を行う場合 (条例第5条第1項第2号)

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 (条例第5条第1項第2号イ(1))

これらの従業者については、その員数の総数が、常勤換算方法により、自立訓練(機能訓練)を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員については、それぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

また、これらの従業者のうち、看護職員及び生活支援員については、それぞれ1人以上が常勤でなければならない。

イ サービス管理責任者 (条例第5条第1項第2号イ(2))

生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。

ウ 訪問による自立訓練(機能訓練)を行う場合 (条例第5条第1項第2号ロ)

ロ イ(2)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ イ(2)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

ホ イ(3)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

二 自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合

イ 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 (一)から(四)までに定めるところによる。

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

(二) 看護職員の数は、一以上とする。

(三) 理学療法士又は作業療法士の数は、一以上とする。

(四) 生活支援員の数は、一以上とする。

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下のとき 一以上

(二) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、イに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ イ(1)の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。  
ホ イ(1)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

ヘ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。  
三 自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下のとき 一以上  
(二) 利用者の数が六十を超えるとき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている場合については、イ(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とする。

ハ 指定障害者支援施設が、指定障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより行う自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、イ及びロに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ニ イ(1)又はロの生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。  
ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

四 就労移行支援を行う場合

イ 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 (一)から(三)までに定めるところによる。  
(一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。  
(二) 職業指導員の数は、一以上とする。  
(三) 生活支援員の数は、一以上とする。

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

(3) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ三又は三に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下のとき 一以上  
(二) 利用者の数が六十を超えるととき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イの規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びききゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マ

自立訓練（機能訓練）は、指定障害者支援施設において行うほか、当該自立訓練（機能訓練）の利用により、当該指定障害者支援施設を退所した利用者の居宅を訪問して行うこともできるが、この場合、当該指定障害者支援施設に置くべき従業者の員数とは別に、当該業務を担当する生活支援員を一人以上確保する必要がある。

エ 機能訓練指導員（条例第5条第1項第2号ハ）  
生活介護の場合と同趣旨であるため、①のウを参照されたい。

③ 自立訓練（生活訓練）を行う場合（条例第5条第1項第3号）

ア 生活支援員（条例第5条第1項第3号イ(1)）  
生活支援員の員数が、常勤換算方法により、自立訓練（生活訓練）を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、生活支援員について、最低1人以上配置することが必要である。  
また、生活支援員は、1人以上が常勤でなければならない。

ウ サービス管理責任者（条例第5条第1項第3号イ(2)）  
生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。

イ 看護職員を配置する場合（条例第5条第1項第3号ロ）  
当該自立訓練（生活訓練）において、健康上の管理が必要な利用者があるために看護職員を配置している場合は、「生活支援員」を「生活支援員及び看護職員」と読み替え、この場合、生活支援員及び看護職員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

エ 訪問による自立訓練（生活訓練）を行う場合（条例第5条第1項第3号ハ）  
自立訓練（機能訓練）の場合と同趣旨であるため、②のウを参照されたい。

④ 就労移行支援を行う場合（条例第5条第1項第4号）

ア 職業指導員及び生活支援員（条例第5条第1項第4号イ(1)）  
職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を6で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。  
また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。

イ 就労支援員（条例第5条第1項第4号イ(2)）  
就労支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を15で除した数以上でなければならない。なお、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましい。

ウ サービス管理責任者（条例第5条第1項第4号イ(3)）  
生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。生活介護の場合と同趣旨であるため、①の絵を参照されたい。

エ 認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者の員数（条例第5条第1項第4号ロ）

ッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 (一)から(三)までに定めるところによる。
- (一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
- (二) 職業指導員の数は、一以上とする。
- (三) 生活支援員の数は、一以上とする。
- (2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数
- (一) 利用者の数が六十以下のとき 一以上
- (二) 利用者の数が六十を超えるととき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- ハ イ(1)又はロ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- ホ イ(3)又はロ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

五 就労継続支援B型(施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。)を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 職業指導員及び生活支援員 (一)から三までに定めるところによる。
- (一) 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。
- (二) 職業指導員の数は、一以上とする。
- (三) 生活支援員の数は、一以上とする。
- (2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数
- (一) 利用者の数が六十以下のとき 一以上
- (二) 利用者の数が六十を超えるととき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

六 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数とする。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は規則で定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。
- (一) 利用者の数が六十以下のとき 一以上
- (二) 利用者の数が六十を超えるととき 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

4 条例第五条第一項第六号イ(1)の規則で定める者は、指定基準第七十一条等で定める告示第四号に規定する者とする。

- (I) 職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労移行支援を利用する利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。
- また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。
- (II) サービス管理責任者については、生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。
- (III) なお、認定指定障害者支援施設において就労移行支援を行う場合の従業者は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設の教員との兼務が可能であること。

⑤ 就労継続支援B型を行う場合(条例第5条第1項第5号)

ア 職業指導員及び生活支援員(条例第5条第1項第5号イ(1))

職業指導員及び生活支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、就労継続支援B型を利用する利用者の数を10で除した数以上でなければならないものであり、この場合、職業指導員及び生活支援員のそれぞれについて、最低1人以上配置することが必要である。

また、職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は常勤でなければならない。

イ サービス管理責任者(条例第5条第1項第5号イ(2))

生活介護の場合と同趣旨であるため、①のエを参照されたい。

⑥ 施設入所支援(条例第5条第1項第6号)

ア 生活支援員(条例第5条第1項第6号イ(1)、規則第3条第4項)

施設入所支援については、夜間の時間帯(午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として、指定障害者支援施設ごとに設定するものとする。)において、入浴、排せつ又は食事の介護等を適切に提供することから、当該夜間の時間帯を通じて、施設入所支援の単位ごとに、利用定員の規模に応じ、夜勤を行う生活支援員を必要数配置するものである。

ただし、生活介護以外の昼間実施サービスを利用する利用者に対してのみその提供が行われる施設入所支援の単位にあっては、利用者の障害の程度や当該利用者に対する夜間の時間帯に必要な支援の内容等を踏まえ、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上確保すれば足りることとしたものである。

⑧ 昼間実施サービスの従業者と施設入所支援の生活支援員との兼務について

昼間実施サービスの従業者が施設入所支援の生活支援員を兼務する場合には、当該昼間実施サービスの従業者の員数の算定に当たって、夜間の時間帯において当該施設入所支援の生活支援員が勤務すべき時間も含めて差し支えない。したがって、昼間実施サービスとして必要とされる従業者の員数とは別に、施設入所支援の生活支援員を確保する必要はないこと。

(例) 昼間、生活介護(平均障害程度区分は4)を行う指定障害者支援施設であって、利用定員が50人の場合(常勤職員が1日に勤務すべき時間が8時間であることとした場合)

この場合に必要となる指定障害者支援施設における従業者の1日の勤務延べ時間数は、

- 生活介護の従業者 50÷5=10人 10人×8時間=80時間
- 施設入所支援の生活支援員 1人×16時間=16時間

合計96時間が必要となるのではなく、夜間の時間帯を通じて1人の生活支援員を確保した上で、合計86時間が確保されれば足りるものであること。

(2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定障害者支援施設の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（従業者の員数に関する特例）

**第六条** 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第十条において同じ。）に係る指定障害児入所施設等（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第十条において同じ。）の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。第十条において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、**指定障害児入所支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十九号。第十条において「指定障害児入所施設基準条例」という。）第五条**に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数）

**第七条** 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第五条第一項第一号ニ、第二号ニ及びホ、第三号ニ、第四号ハ（ロ（1）に係る部分を除く。）及びニ並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上を常勤とすることで足りる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設は、前条第一項第一号イ（3）及びホ、第二号イ（2）及びへ、第三号イ（2）及びホ、第四号イ（3）、ロ（2）及びホ並びに第五号イ（2）及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち規則で定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、当該サービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

- 一 利用者の数の合計が六十以下のとき 一以上
- 二 利用者の数の合計が六十を超えるとき 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

（従たる事業所を設置する場合における特例）

**第八条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（**条例第七条第二項**の規則で定めるサービス）  
**第四条** **条例第七条第二項**の規則で定めるサービスは、**サービス管理を行う者を定める告示第三号**に規定するサービスとする。

イ サービス管理責任者（**条例第5条第1項第6号イ（2）**）  
施設入所支援に係るサービス管理責任者については、原則として、昼間実施サービスにおいて配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ウ 施設入所支援の単位（**条例第5条第1項第6号ロ**）  
生活介護の場合と同趣旨であるため、①のオを参照されたい。  
ただし、施設入所支援の単位ごとの利用定員が30人以上である必要があること。

⑦ 従業者の員数に関する特例（**条例第6条**）  
8歳以上の障害児施設入所者が、平成24年4月1日以降も引き続き必要なサービスを受けることができるよう、法に基づく指定障害者支援施設の指定に当たっての特例として、指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援（児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、①及び⑥の基準を満たしているものとみなすことができることとしたものである。

(2) 複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数（**条例第7条、規則第4条**）  
① **条例第7条第1項**の規定は、指定障害者支援施設が複数の昼間実施サービスを提供する場合にあっては、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数が20人未満の場合は、当該指定障害者支援施設に置くべき従業者のうち、1人以上が常勤の者であれば足りるものである。

② **条例第7条第2項**及び**規則第4条**の規定は、複数の昼間実施サービスを提供する指定障害者支援施設に置くべきサービス管理責任者の数については、当該昼間実施サービスの利用定員の合計数に対して、必要な員数が確保されていれば足りるものである。

<p style="text-align: center;"><b>第二節 設備に関する基準</b></p> <p>(設備)</p> <p><b>第九条</b> 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 一の居室の定員は、四人以下とすること。</li> <li>二 地階に設けないこと。</li> <li>三 利用者一人当たりの床面積は、収納設備を除き、九・九平方メートル以上とすること。</li> <li>四 寝台又はこれに代わる設備を備えること。</li> <li>五 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</li> <li>六 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。</li> <li>七 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ol> <p>3 前項に規定するもののほか、指定障害者支援施設の設備の基準は<u>規則で定める</u>。</p> <p>4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。</p>	<p>(設備の基準)</p> <p><b>第五条 条例第九条第三項</b>の指定障害者支援施設の設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 訓練・作業室 イからハまでに定めるとおりとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。</li> <li>ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。</li> <li>ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。</li> </ol> </li> <li>二 食堂 イ及びロに定めるとおりとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。</li> <li>ロ 必要な備品を備えること。</li> </ol> </li> <li>三 浴室 利用者の特性に応じたものとする。</li> <li>四 洗面所 イ及びロに定めるとおりとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 居室のある階ごとに設けること。</li> <li>ロ 利用者の特性に応じたものであること。</li> </ol> </li> <li>五 便所 イ及びロに定めるとおりとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 居室のある階ごとに設けること。</li> <li>ロ 利用者の特性に応じたものであること。</li> </ol> </li> <li>六 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。</li> <li>七 廊下幅 イ及びロに定めるとおりとする。       <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）とすること。</li> <li>ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。</li> </ol> </li> </ol> <p>2 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、<b>条例第九条第二項</b>及び前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>2 設備に関する基準</b></p> <p>(1) 訓練・作業室（<b>条例第9条第3項、規則第5条第1項第1号</b>）      訓練・作業室については、面積や数に定めはないが、利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容等に応じて適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、適当な広さ又は数の設備を確保しなければならないものとする。</p> <p>(2) 廊下幅については、従来の規制を緩和したところであるが、利用者の障害の特性を踏まえた適切な幅員を確保するとともに、非常災害時において、利用者が迅速に避難できるよう、配慮されたものでなければならない。      なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。      また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと」とは、アルコーブを設けることなどにより、利用者又は従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。</p> <p>(3) 指定障害者支援施設は、利用者の日常生活全般を支援する必要があることから、利用者のニーズを踏まえ、この基準に定める設備のほか、必要な設備を設けるよう努めるものとする。</p> <p>(5) 経過措置      指定障害者支援施設の設備に関する基準については、以下の経過措置が設けられているので留意すること。      ① 多目的室の経過措置（<b>条例附則第2項</b>）      施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通動寮、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者入所授産施設が、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、当分の間、多</p>
---	--	---

<p>(設備に関する特例)</p> <p><b>第十条</b> 指定障害者支援施設が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、<b>指定障害児入所施設基準条例第六条</b>に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。</p>	<p><b>第三節 運営に関する基準</b></p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p><b>第十一条</b> 指定障害者支援施設は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第四十五条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p>
--	---

<p>目的室を設けないことができるものであること。</p> <p>② 居室の定員の経過措置 (条例附則第3項)</p> <p>施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設又は指定知的障害者通動寮(基本的な設備が完成しているものを含み、この基準の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、居室について、原則として4人以下とするものであること。</p> <p>③ 居室面積の経過措置 (条例附則第4項～第7項)</p> <p>ア 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設、指定知的障害者通動寮、旧身体障害者福祉法第17条の32第1項に規定する国立施設又は法第5条第1項に規定するのぞみの園については、居室面積について、6.6平方メートル以上とするものであること。</p> <p>イ 施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設については、居室面積について、4.4平方メートル以上とするものであること。</p> <p>ウ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者入所授産施設であって、障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。)による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第79号)附則第2条第1項若しくは附則第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者入所更生施設、指定特定知的障害者入所授産施設若しくは指定知的障害者通動寮であって、整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成14年厚生労働省令第81号)附則第2条から附則第4条までの規定の適用を受けているものについては、居室面積について、3.3平方メートル以上とするものであること。</p> <p>エ 平成24年4月1日において現に存していた整備法第5条による改正前の児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定知的障害児施設等(以下「旧指定知的障害児施設等」という。)であって、同日以後指定障害者支援施設となるもの(指定障害者支援施設となった後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、居室面積について、4.95平方メートル以上とするものであること。</p> <p>④ 廊下幅の経過措置 (規則附則第2項～第5項)</p> <p>ア 施行日において現に存する指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設については、廊下幅について、1.35メートル以上とするものであること。</p> <p>イ 施行日において現に存する指定知的障害者通動寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者入所授産施設については、第6条第2項第8号の規定は当分の間適用しないものであること。</p> <p>ウ 施行日において現に存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者入所授産施設、指定知的障害者入所更生施設又は指定特定知的障害者入所授産施設については、第6条第2項第8号ロの規定は当分の間適用しないものであること。</p> <p>エ 平成24年4月1日において現に存していた旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるもの(指定障害者支援施設となった後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、当分の間、第6条第2項第8号の規定は適用しないものであること。</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意 (条例第11条)</p> <p>指定障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p>
--	---

<p>④ 設備に関する特例 (条例第10条)</p> <p>従業者の員数に関する特例と同趣旨であるため、1の(1)の⑦を参照されたい。</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意 (条例第11条)</p> <p>指定障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。</p>
---	---

2 指定障害者支援施設は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

**第十二条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

**第十三条** 指定障害者支援施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

**第十四条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第十五条** 指定障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設、指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号。以下「指定障害福祉サービス基準条例」という。）第七十九条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス基準条例第一百四十二条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事

なお、利用者及び指定障害者支援施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

また、利用者との間で当該施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条第1項の規定に基づき、

- ① 指定障害者支援施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの内容
- ③ 施設障害福祉サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ 施設障害福祉サービスの提供開始年月日
- ⑤ 施設障害福祉サービスに係る苦情を受け付けるための窓口

を記載した書面を交付すること。

なお、利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。

（2） 契約支給量の報告等（条例第12条）

① 契約支給量等の受給者証への記載

指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該指定障害者支援施設の設置者及びその施設の名称、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの内容、当該指定障害者支援施設の設置者が当該利用者に提供する月当たりの施設障害福祉サービスの提供量（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。

なお、当該契約に係る施設障害福祉サービスの提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した施設障害福祉サービスの量を記載することとしたものである。

② 契約支給量

条例第12条第2項は、受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。

③ 市町村への報告

同条例第3項は、指定障害者支援施設は、①の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告するとともに、当該利用者が退所する場合には、その理由等を報告しなければならないこととしたものである。

（3） 提供拒否の禁止（条例第13条）

指定障害者支援施設は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害程度区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。

提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、

- ① 当該指定障害者支援施設の利用定員を超える利用申込みがあった場合
- ② 入院治療の必要がある場合

③ 当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの主たる対象とする障害の種類を定めている場合、その他利用者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難な場合である。

（4） 連絡調整に対する協力（条例第14条）

指定障害者支援施設は、当該施設の利用について市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者から、利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、指定障害者支援施設の円滑な利用の観点から、できる限り協力しなければならないこととしたものである。

（5） サービス提供困難時の対応（条例第15条）

指定障害者支援施設は、条例第13条の正当な理由により、利用申込者に対し自ら適切な施設障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合には、同条の規定により、適当な他の指定障害者支援施設の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならないものである。

業者（指定障害福祉サービス基準条例第百五十二条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第百六十二条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（指定障害福祉サービス基準条例第百八十八条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

**第十六条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

**第十七条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

**第十八条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

**第十九条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービス等を提供する者等との連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

**第二十条** 指定障害者支援施設は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

**第二十一条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した都度、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(6) 受給資格の確認（条例第16条）

指定障害者支援施設の利用に係る介護給付費等を受けることができるのは、支給決定障害者に限られるものであることを踏まえ、指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の開始に際し、利用者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量などサービス提供に必要な事項を確かめなければならないこととしたものである。

(7) 介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助（条例第17条）

① 支給決定を受けていない者

条例第17条第1項は、支給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費等の支給申請に必要な援助を行うこととするものである。

② 利用継続のための援助

同条第2項は、利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該指定障害者支援施設の利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。

(8) 心身の状況等の把握（条例第18条）

条例第18条は、指定障害者支援施設は、利用者の日常生活全般を支援する観点から、当該利用者の障害の程度やその客観的なニーズ等に即した適切な施設障害福祉サービスが提供されるよう、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならないことを規定したものである。

(9) 指定障害福祉サービス事業者等との連携（条例第19条）

① 条例第19条第1項は、指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、外部の障害福祉サービスの利用も含め、利用者の障害の程度や客観的なニーズ等に即したサービスの選択が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。

② 同条第2項は、指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスの提供を終了するに際しては、利用者が当該施設を退所した後、地域生活への円滑な移行が可能となるよう、他の障害福祉サービス事業者等との連携を密接に行うこととしたものである。

(10) 身分を証する書類の携行（条例第20条）

指定障害者支援施設が、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）の利用に係る利用者（当該指定障害者支援施設を退所し、居宅において引き続き自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を利用する者を含む。以下条例第20条において同じ。）の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、当該指定障害者支援施設の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。

なお、この証書等には、当該指定障害者支援施設の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。

(11) サービスの提供の記録（条例第21条）

① 記録の時期

ア 条例第21条第1項は、利用者及び指定障害者支援施設が、その時点での施設障害福祉サービスの利用状況等を把握できるようにするため、指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際には、当該施設障害福祉サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスを提供する都度記録しなければならないこととしたものである。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)  
第二十二條 指定障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの規定により支払を受けるときは、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)  
第二十三條 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設は、前二項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(支払を受けることができる費用)  
第六條 第二十三條第三項の規則で定める費用は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる費用とする。

- 一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用
  - イ 食事の提供に要する費用
  - ロ 創作的活動に係る材料費
  - ハ 日用品費
  - ニ イからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用
  - イ 食事の提供に要する費用
  - ロ 日用品費
  - ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 第二十一條第二項は、指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供する場合であって、当該記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。

② 利用者の確認  
第二十一條第三項は、同条第一項及び第二項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。

(12) 指定障害者支援施設が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等  
(第二十二條)  
指定障害者支援施設は、基準第19条第1項から第4項までに規定する額のほか曖昧な名目による不適切な費用の領収を行うことはできないこととしたものであるが、利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、当該利用者に金銭の支払を求めることは差し支えないものである。

- ① 施設障害福祉サービスのサービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。
- ② 利用者に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を当該利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。

(13) 利用者負担額等の受領 (第二十三條、規則第六條)  
① 利用者負担額の受領  
第二十三條第一項は、指定障害者支援施設は、法定代理受領サービスとして提供される施設障害福祉サービスについての利用者負担額として、法第29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも、サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相当額）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

なお、法第31条の規定により、介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。

② 法定代理受領を行わない場合  
第二十三條第二項は、指定障害者支援施設が法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該施設障害福祉サービスにつき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該施設障害福祉サービスに要した費用（法第29条第1項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該施設障害福祉サービスに要した費用の額）の支払を受けるものとしたものである。

③ その他受領が可能な費用の範囲  
第二十三條第三項及び規則第六條は、指定障害者支援施設は、前二項の支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、次に掲げる費用の支払を受けることができることとし、介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

- ア 生活介護を行う場合
  - (I) 食事の提供に要する費用
  - (II) 創作的活動に係る材料費
  - (III) 日用品費
  - (IV) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

イ 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型

- (I) 食事の提供に要する費用
- (II) 日用品費
- (III) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

ウ 施設入所支援を行う場合

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十一号）で規定する基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）に規定するところによるものとする。

4 指定障害者支援施設は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定障害者支援施設は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

**第二十四条** 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十一号）で規定する基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）に規定するところによるものとする。

④ 領収書の交付  
**条例第23条第4項**は、**条例第23条第1項から第3項**及び**規則第6条**の規定による額の支払を受けた場合には、当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。

⑤ 利用者の事前の同意  
**条例第23条第5項**は、**条例第23条第3項**及び**規則第6条**の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

(14) 利用者負担額に係る管理（**条例第24条**）

① **条例第24条第1項**は、指定障害者支援施設は、施設入所支援を受けている支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

② **同条例第2項**は、指定障害者支援施設は、昼間実施サービスのみを利用する支給決定障害者の依頼を受けて、利用者負担額に係る管理を行うこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

(I) 食事の提供に要する費用及び光熱水費

(II) 利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(III) 被服費

(IV) 日用品費

(V) その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

なお、アの(IV)、イの(III)及びウの(V)の具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成18年12月6日付け障発第120602号当職通知）によるものとする。

④ 領収書の交付  
**条例第23条第4項**は、**条例第23条第1項から第3項**及び**規則第6条**の規定による額の支払を受けた場合には、当該利用者に対して領収証を交付することとしたものである。

⑤ 利用者の事前の同意  
**条例第23条第5項**は、**条例第23条第3項**及び**規則第6条**の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

(14) 利用者負担額に係る管理（**条例第24条**）

① **条例第24条第1項**は、指定障害者支援施設は、施設入所支援を受けている支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び当該他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額を算定しなければならないこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

② **同条例第2項**は、指定障害者支援施設は、昼間実施サービスのみを利用する支給決定障害者の依頼を受けて、利用者負担額に係る管理を行うこととされたが、その具体的な取扱いについては、別に通知するところによるものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等)

**第二十五条** 指定障害者支援施設は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

**第二十六条** 指定障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

**第二十七条** 指定障害者支援施設の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、

(15) 介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等（**条例第25条**）

① 利用者への通知

**条例第25条第1項**は、指定障害者支援施設は、市町村から法定代理受領を行う施設障害福祉サービスに係る介護給付費等の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費等の額を通知することとしたものである。

② サービス提供証明書の利用者への交付

**同条第2項**は、**条例第23条第2項**の規定による額の支払を受けた場合には、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の額その他利用者が介護給付費等を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者へ交付しなければならないこととしたものである。

(16) 施設障害福祉サービスの取扱方針（**条例第26条**）

① **条例第26条第2項**に規定する支援上必要な事項とは、施設障害福祉サービス計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。

② **同条第3項**は、指定障害者支援施設は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。

(17) 施設障害福祉サービス計画の作成等（**条例第27条**、**規則第7条**）

① **条例第27条**においては、サービス管理責任者が作成すべき施設障害福祉サービス計画について規定している。

施設障害福祉サービス計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した書面である。

また、施設障害福祉サービス計画は、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。

② サービス管理責任者の役割

サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定障害者支援施設以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、施設障害福祉サービス計画の原案を作成し、以下の手順により施設障害福祉サービス計画に基づく支援を実施するものである。

ア 利用者に対する施設障害福祉サービス計画の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、施設障害福祉サービス計画の原案について意見を求めること

イ 当該施設障害福祉サービス計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること

ウ 利用者へ当該施設障害福祉サービス計画を交付すること

エ 当該施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握及び施設障害福祉サービス計画を見直すべきかどうかについての検討（当該検討は、昼間、生活介護を利用するものにあつては少なくとも6月に1回以上、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を利用するものにあつては少なくとも3月に1回以上行われ、必要に応じて施設障害福祉サービス計画の変更を行う必要があること。）を行うこと

施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、規則で定める方法により行わなければならない。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

11 サービス管理責任者は、前各項に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

(相談等)

**第二十八条** 指定障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

**第二十九条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

7 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

**第三十条** 指定障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

(モニタリングの方法)

**第七条** 条例第二十七条第九項の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 定期的に利用者 に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者が行う業務)

**第八条** 条例第二十七条第十一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(18) サービス管理責任者の責務（条例第27条第11項、規則第8条）

サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成のほか、次の業務を担うものである。

① 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと

② 指定障害者支援施設を退所し、自立した日常生活を営むことが可能かどうか、定期的に点検するとともに、自立した日常生活を営むことが可能と認められる利用者に対し、地域生活への移行へ向けた支援を行うこと

③ 他の従業者に対して、施設障害福祉サービスの提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと

(19) 相談等（条例第28条）

① 条例第28条第1項は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的に利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。

② 同条第2項は、利用者が当該指定障害者支援施設が提供する昼間実施サービス以外の外部の障害福祉サービス事業者等による生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、当該利用者の希望を踏まえ、地域における障害福祉サービス事業者等に関する情報提供及び当該利用者との外部の障害福祉サービス事業者等との利用契約締結に当たっての支援など、必要な支援を行わなければならないこととしたものである。

(20) 介護（条例第29条）

① 施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。

② 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施するものとする。

③ 利用者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施するものとする。

④ 指定障害者支援施設は、利用者にとって生活の場であることから、居宅における生活と同様に、通常の一日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容など利用者の心身の状況に応じた日常生活上の世話を適切に行うものとする。

⑤ 条例第29条第6項に規定する「常に1人以上の従業者を介護に従事させなければならない」とは、夜間も含めて適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支援員の勤務体制を定めておくとともに、複数の施設入所支援の単位など2以上の生活支援員の勤務体制を組み合わせる場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の生活支援員の配置を行わなければならないことを規定したものである。

また、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、施設障害福祉サービスの種類及びその提供内容に応じて、従業者の勤務体制を適切に組み合わせるものとする。

(21) 訓練（条例第30条）

① 条例第30条第2項に定める訓練の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、施設障害福祉サービス計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって訓練又は必要な支援を行うものとする。

また、当該訓練は、単に身体機能の維持又は向上のための訓練を行うのみならず、利用者が当該

- 3 指定障害者支援施設は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

**第三十一条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

**第三十二条** 指定障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)を、三千元を下回るものとしてはならない。

- 3 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習の実施)

**第三十三条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

施設を退所し、地域において自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、当該利用者の生活全般にわたる諸課題を解決するための訓練も含め、総合的な支援を行うものでなければならないこと。

- ② 同条第3項に規定する「常時1人以上の従業者を訓練に従事させる」とは、適切な訓練を行うことができるように訓練に従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、2以上の生活支援員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の生活支援員の配置を行わなければならないものである。

(22) 生産活動(条例第31条)

生産活動を実施するに当たっては、次の事項について留意すること。

- ① 生産活動の内容(条例第31条第1項)

生産活動の内容については、地域の実情、製品及びサービスの需給状況及び業界の動向を常時把握するほか、利用者の心身の状況、利用者本人の意向、適性、障害の特性、能力などを考慮し、多種多様な生産活動の場を提供できるように努めなければならないものとしたものである。

- ② 生産活動による利用者の疲労軽減等への配慮(条例第31条第2項)

指定障害者支援施設は、生産活動の機会を提供するに当たっては、利用者の障害の特性、能力などに配慮し、生産活動への参加が利用者の過重な負担とならないよう、生産活動への従事時間の工夫、休憩時間の付与、効率的に作業を行うための設備や備品の活用等により、利用者の負担ができる限り軽減されるよう、配慮しなければならないものである。

- ③ 障害特性を踏まえた工夫(条例第31条第3項)

指定障害者支援施設は、生産活動の機会を提供するに当たっては、実施する生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備、作業工具、作業の工程などの改善に努めなければならないものである。

- ④ 生産活動の安全管理(条例第31条第4項)

指定障害者支援施設は、生産活動の機会の提供をするに当たっては、利用者が行う生産活動の安全性を確保するため、必要な措置を講ずる義務があるものである。

(23) 工賃の支払等(条例第32条)

指定障害者支援施設は、生産活動に従事している利用者に、当該生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないこととしたものである。

指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回るものとしてはならないこと。

ただし、一月あたりの利用者の利用日数が極端に少ない場合については、都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))においては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)の判断により、当該影響を排除した計算方法により算出した工賃の平均額をもって本規定を適用することが可能であること。

なお、都道府県(指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。))は、前年度の工賃の平均額が月額3,000円を下回る場合、工賃を向上させるための指導を行うこと。

また、指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、毎年度、当該年度における目標工賃と、前年度における工賃実績を利用者に通知するとともに、都道府県(指定都市にあっては都道府県及び指定都市、中核市にあっては都道府県及び中核市)に届け出なければならないこと。

なお、具体的な届出方法については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」(平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照されたい。

なお、この場合の指定障害者支援施設における会計処理については、社会福祉法人が設置する指定障害者支援施設の場合は、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日付け雇児発0727第1号、社援発0727第1号、老発0727第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)を、社会福祉法人以外の法人が設置する指定障害者支援施設の場合は、「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」(平成18年10月2日付け社援発第1002001号厚生労働省社会・援護局長通知)を参照されたい。

(24) 実習の実施(条例第33条)

実習については、施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況及びその希望に応じた適切な受入先が複数確保できるよう、就労支援員等が中心となり、その開拓に努めること。

なお、実習時において、指定障害者支援施設における就労支援員等の職員が随行しない期間がある場合には、当該期間中に、実習先における利用者の状況について、利用者本人や実習先事業者から聞き取りを行うことにより、日報を作成するとともに、少なくとも1週間ごとに、当該聞き取りの内容等

らない。  
 3 指定障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

**第三十四条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。  
 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。  
 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

**第三十五条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。  
 2 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

**第三十六条** 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（食事）

**第三十七条** 指定障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。  
 2 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。  
 3 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。  
 4 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 指定障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

を元に、施設障害福祉サービス計画の内容の確認及び必要に応じた見直しを行うよう努めること。  
 また、受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して行うこと。

（25） 求職活動の支援等の実施（**条例第34条**）

求職活動については、施設障害福祉サービス計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、合同就職面接会や企業面接への参加などの機会を提供するとともに、当該求職活動が円滑に行えるよう、就労支援員等が必要に応じ支援すること。

（26） 職場への定着のための支援の実施（**条例第35条**）

指定障害者支援施設は、利用者が円滑に職場に定着できるよう、利用者が就職してから、少なくとも6月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援を行うこと。  
 なお、こうした指定障害者支援施設による職場への定着支援は、無期限に行うのではなく、概ね6月間程度経過した後、障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な相談支援が継続的に行われるよう、当該就労支援機関との必要な調整を行うことが望ましいこと。

（27） 就職状況の報告（**条例第36条**）

指定障害者支援施設は、毎年度、前年度における就職した利用者の数、就職後6月以上職場定着している者の数を、都道府県（指定都市又は中核市においては、指定都市又は中核市。）に報告しなければならないこと。

（28） 食事（**条例第37条**）

- ① **条例第37条第1項**に規定する「正当な理由」とは、
  - ア 明らかに利用者が適切な食事を確保できる状態にある場合
  - イ 利用者の心身の状況から、明らかに適切でない内容の食事を求められた場合等をいい、食事の提供を安易に拒んではならないものであること。
- ② 栄養管理等
  - 食事の提供は、利用者の支援に極めて重要な影響を与えるものであることから、当該指定障害者支援施設において食事の提供を行う場合については、利用者の年齢や障害の特性に応じて、適切な栄養量及び内容の食事を確保するため、管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われる必要があること。
  - なお、指定障害者支援施設における管理栄養士又は栄養士の配置については、支援に係る報酬の中で包括的に評価していること。
  - また、食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが、指定障害者支援施設は、受託事業者に対し、利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう、定期的に調整を行わなければならないものである。
- ③ 食事の内容
  - 利用者に提供される食事の内容については、できるだけ変化に富み、利用者の年齢や利用者の障害の特性に配慮したものとし、栄養的にもバランスのとれたものとする。
- ④ 調理及び配膳に当たっては、食品及び利用者の使用する食器その他の設備の衛生管理に努めること（「食品衛生監視票について」（平成16年4月1日付け食安発第0401001号）別添の食品衛生監視票の監視項目参照）。
- ⑤ 指定障害者支援施設において食事の提供を行う場合であって、栄養士を置かないときは、保健所等の指導を受けるように努めなければならないこととしたものである。

6 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、地域で生産された食材を活用するとともに、季節を感じられる食事を提供しよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十八条 指定障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保しよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十九条 指定障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第四十条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行うことその他の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第四十一条 指定障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四十二条 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の設置者が利用者に係る規則で定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を規則で定める方法により管理しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第九条 条例第四十二条の規則で定める給付金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準第三十八条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金（平成二十三年厚生労働省告示第三百七十八号）に規定する給付金とする。

2 条例第四十二条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

(29) 社会生活上の便宜の供与等（条例第38条）

① 条例第38条第1項は、指定障害者支援施設は、画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるように努めなければならないこととしたものである。

② 同条第2項は、指定障害者支援施設は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければならないこととするものである。特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得るものとする。

③ 同条第3項は、指定障害者支援施設は、利用者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保しよう努めなければならないこととするものである。また、利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便に配慮したものであるよう努めなければならないこととするものである。

(30) 健康管理（条例第39条）

① 条例第39条第1項は、利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。

② 同条第2項は、毎年、年2回以上定期的に健康診断を行うことにより、利用者の健康状態を適切に把握する必要がある。

(31) 緊急時等の対応（条例第40条）

指定障害者支援施設が、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならないこととしたものである。

(32) 施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い（条例第41条）

① 「入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれる」かどうかの判断は、利用者の入院先の病院及び診療所の医師に確認するなどの方法によること。

② 「必要に応じて適切な便宜を供与する」とは、利用者及びその家族の同意の上での入退院の手続やその他の個々の状況に応じた便宜を図ることを指すものである。

③ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単に当初予定の退院日に満床であることをもって該当するものではなく、例えば、利用者の退院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指すものである。施設側の都合は、基本的には該当しないことに留意すること。

なお、前記の例示の場合であっても、再入所が可能なベッドの確保ができるまでの間、短期入所の利用を検討するなどにより、利用者の生活に支障を来さないよう努める必要がある。

④ 利用者の入院期間中のベッドは、短期入所等に利用しても差し支えないが、当該利用者が退院する際に円滑に再入所できるよう、その利用は計画的なものでなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)  
**第四十三条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。  
 一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  
 二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理等)  
**第四十四条** 指定障害者支援施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。  
 2 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。  
 3 指定障害者支援施設の管理者は、当該指定障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)  
**第四十五条** 指定障害者支援施設は、規則で定める施設の運営についての重要事項に関する運営規程（第五十一条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(運営規程に定める事項)  
**第十条** 条例第四十五条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。  
 一 指定障害者支援施設の目的及び運営の方針  
 二 提供する施設障害福祉サービスの種類  
 三 従業者の職種、員数及び職務の内容  
 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間  
 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たっての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(33) 支給決定障害者に関する市町村への通知（条例第43条）  
 法第8条第1項の規定により、市町村は、偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受けた者がいるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定障害者支援施設は、その利用者が偽りその他不正な手段によって介護給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、介護給付費等の適正化の観点から遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならないこととしたものである。

(34) 管理者による管理等（条例第44条）  
 条例第44条は、指定障害者支援施設の管理者の責務として、当該施設の従業者の管理及び当該施設の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該施設の従業者に基準の第二章第三節（運営に関する基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。

(35) 運営規程（条例第45条、規則第10条）  
 指定障害者支援施設の適正な運営及び利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、規則第10条第1号から第13号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定障害者支援施設ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

- ① 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員（規則第10条第5号）  
 利用定員は、施設障害福祉サービスの種類ごとに定めるものとし、具体的には次のとおりとする。
  - ア 昼間実施サービス  
 同時に昼間実施サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいうものであること。なお、複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとに利用定員を定める必要があること。
  - イ 施設入所支援  
 施設入所支援の事業の専用の居室のベッド数と同数とすること。なお、複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあっては、当該施設入所支援の単位ごとに利用定員を定める必要があること。
- ② 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額（規則第10条第6号）  
 「施設障害福祉サービスの種類ごとの内容」とは、年間行事・レクリエーション及び日課等を含めたサービスの内容を指すものであること。また、「支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額」とは、基準第19条第3項により支払を受けることが認められている費用の額を指すものであること。
- ③ 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（規則第10条第7号）  
 指定障害者支援施設が定める通常の送迎の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、指定障害者支援施設へは利用者自ら通うことを基本としているが、生活介護の利用者のうち、障害の程度等により自ら通所することが困難な利用者に対しては、円滑な生活介護の利用が図られるよう、当該指定障害者支援施設が送迎を実施するなどの配慮を行う必要があること。
- ④ サービス利用に当たっての留意事項（規則第10条第8号）  
 利用者が施設障害福祉サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（入所期間中の生活上のルール、設備の利用上の注意事項等）を指すものであること。
- ⑤ 非常災害対策（規則第10条第10号）  
 条例第48条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指すものであること。
- ⑥ 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類（規則第10条第11号）  
 指定障害者支援施設は、障害種別にかかわらず利用者を受け入れることを基本とするが、施設

(勤務体制の確保等)  
**第四十六条** 指定障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 指定障害者支援施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)  
**第四十七条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供するサービスの専門性を確保するため、特に必要がある場合において、あらかじめ、障害種別により「主たる対象者」を定めることができることとしたものである。

なお、当該対象者からサービス利用の申込みがあった場合には、応諾義務が課せられるものである。

- ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項（規則第10条第12号）  
「虐待の防止のための措置」については、「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日付け当職通知）により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定障害者支援施設においても、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、  
ア 虐待の防止に関する責任者の選定  
イ 成年後見制度の利用支援  
ウ 苦情解決体制の整備  
エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）等を指すものであること。
- ⑧ その他運営に関する事項（規則第10条第13号）  
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくなど苦情解決の体制等について定めておくことが望ましい。
- (36) 勤務体制の確保等（条例第46条）  
利用者に対する適切な施設障害福祉サービスの提供を確保するため、従業者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意するものとする。  
① 条例第46条第1項は、指定障害者支援施設ごとに、原則として月ごとの勤務表（従業員の勤務体制を生活介護の単位等により2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。  
② 同条第2項は、指定障害者支援施設は原則として、当該施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供すべきであるが、洗濯等の利用者への介護・支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。  
③ 同条第3項は、指定障害者支援施設の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保することを定めたものであること。
- (37) 定員の遵守（条例第47条）  
利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に支障が生ずることのないよう、原則として、指定障害者支援施設が定める施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員を超えた利用者の受入を禁止するものであるが、次に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定障害者支援施設において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とすることとしたものである。  
① 昼間実施サービス  
ア 1日当たりの利用者の数  
（Ⅰ）利用定員50人以下の指定障害者支援施設の場合  
1日当たりの利用者の数（複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用者の数。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）が、利用定員（複数の生活介護の単位が設置されている場合にあっては、当該生活介護の単位ごとの利用定員。（イ及び②において同じ。）に150%を乗じて得た数以下となっていること。  
（Ⅱ）利用定員51人以上の指定障害者支援施設の場合  
1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に125%を乗じて得た数に、75を加えて得た数以下となっていること。  
イ 過去3月間の利用者の数  
過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に125%を乗じて得た数以下となっていること。  
ただし、定員11人以下の場合は、過去3月間の利用者の延べ数が、定員の数に3を加えて得た数に開所日数を乗じて得た数以下となっていること。
- ② 施設入所支援  
ア 1日当たりの利用者の数  
（Ⅰ）利用定員50人以下の指定障害者支援施設の場合

(非常災害対策)  
**第四十八条** 指定障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに非常災害に関する具体的計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報体制及び連携体制を整備し、それらを従業者に周知しなければならない。

2 前項の規定により策定し、又は整備した具体的計画並びに通報体制及び連携体制は、施設内に掲示し、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。この場合において、これらの訓練は、夜間(夜間を想定した場合を含む。)においても行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、地域の自主防災組織及び近隣住民と連携し、災害時における利用者等の安全確保のための協体制の確立に努めなければならない。

5 指定障害者支援施設は、災害時に他の障害福祉サービス事業を行う者等から職員派遣、施設利用その他の必要な協力が得られるよう広域的相互応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(衛生管理等)  
**第四十九条** 指定障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)  
**第五十条** 指定障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(掲示)  
**第五十一条** 指定障害者支援施設は、指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程

1日当たりの利用者の数(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあつては、当該施設入所支援の単位ごとの利用者の数。(イ及び②において同じ。))が、利用定員(複数の施設入所支援の単位が設置されている場合にあつては、当該施設入所支援の単位ごとの利用定員。(イ及び②において同じ。))に110%を乗じて得た数以下となっていること。

(II) 利用定員51人以上の指定障害者支援施設の場合

1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。

イ 過去3月間の利用者の数

過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。

(38) 非常災害対策(条例第48条)

① 非常災害に際して必要な諸設備の整備や態様ごとの具体的な計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならないこととしたものである。

② 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならないこととしたものである。

③ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。

また「非常災害に関する具体的な計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第3条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。

④ 「夜間(夜間を想定した場合を含む。)の訓練」とは、夜間当直体制下における避難誘導の実態や問題点を把握し、現下での可能なかぎりの対策を講ずるため平常当直体制のもとでの訓練を実施することとしたものである。

⑤ 「地域の自主防災組織」とは、自治会、町内会、青年団、婦人会など地域住民などによる地域単位の組織を表すものである。

また「協体制の確立」とは、例えば避難訓練の合同実施や地域住民の数も踏まえた災害備蓄の確保などである。

⑥ 「広域的相互応援体制の整備及び充実」とは、被災していない他の施設等から職員派遣、必要物品等の提供、施設利用その他の必要な協力を得るための体制作りを求めることとしたものであり、例えば協定の締結などである。

(39) 衛生管理等(条例第49条)

指定障害者支援施設は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであり、このほか、次の点に留意するものとする。

① 指定障害者支援施設は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。

② 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。

③ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。

(40) 協力医療機関等(条例第50条)

条例第50条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関は、指定障害者支援施設から近距離にあることが望ましいものであること。

の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第五十二条** 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

**第五十三条** 指定障害者支援施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

**第五十四条** 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

**第五十五条** 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない。

(苦情解決)

**第五十六条** 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿

(41) 身体拘束等の禁止 (条例第52条)

利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

(42) 秘密保持等 (条例第53条)

① 条例第53条第1項は、指定障害者支援施設の従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。

② 同条第2項は、指定障害者支援施設に対して、過去に当該指定障害者支援施設の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定障害者支援施設は、当該指定障害者支援施設の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきこととするものである。

③ 同条第3項は、利用者が当該指定障害者支援施設以外のサービスを利用する等の理由により、当該施設以外の他の障害福祉サービス事業者等に対して情報の提供を行う場合には、あらかじめ、文書により利用者から同意を得る必要があることを規定したものである。

(43) 利益供与等の禁止 (条例第55条)

① 条例第55条第1項は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による指定障害者支援施設を紹介が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。

② 同条第2項は、利用者による退所後の一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定障害者支援施設は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、当該施設からの退所者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受取してはならない旨を規定したものである。

(44) 苦情解決 (条例第56条)

① 条例第56条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等指定障害者支援施設における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。

② 同条第2項は、苦情に対し指定障害者支援施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定障害者支援施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。

また、指定障害者支援施設は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。

書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 5 指定障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定障害者支援施設は、知事、市町村又は市町村長からの求めがあった場合には、前三項の改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 指定障害者支援施設は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

**第五十七条** 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第五十八条** 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

**第五十九条** 指定障害者支援施設は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

**第六十条** 指定障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておくなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する規則で定める記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

(整備等を行うべき記録)

**第十一条** 条例第六十条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

- 一 条例第二十一条第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
- 二 施設障害福祉サービス計画
- 三 条例第四十三条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 条例第五十二条第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 条例第五十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 条例第五十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- ③ 同条第7項は、社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされていることを受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんのできるだけ協力することとしたものである。

(45) 地域との連携等 (条例第57条)

指定障害者支援施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等の連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

(46) 事故発生時の対応 (条例第58条)

利用者が安心して施設障害福祉サービスの提供を受けられるよう、指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県及び市町村、当該利用者の家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録し、また、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。

このほか、以下の点に留意するものとする。

- ① 指定障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定障害者支援施設は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。
- ③ 指定障害者支援施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）が示されているので、参考にされたい。

(47) 会計の区分 (条例第59条)

指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、施設障害福祉サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものである。

(48) 記録の整備 (条例第60条、規則第11条)

指定障害者支援施設は、少なくとも次に掲げる記録をその完結の日から5年間備えておくなければならないこととしたものである。

① 施設障害福祉サービスに関する記録

- ア 条例第21条第1項及び第2項に規定するサービスの提供の記録
  - イ 条例第27条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
  - ウ 条例第52条第2項に規定する身体拘束等の記録
  - エ 条例第56条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - オ 条例第58条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ② 条例第43条に規定する市町村への通知に係る記録

<p>(暴力団関係者の排除)</p> <p><u>第六十一条</u> 指定障害者支援施設は、その運営について、暴力団関係者（大分県暴力団排除条例（平成二十二年大分県条例第三十三号）第七条第一号に規定する暴力団関係者をいう。）の支配を受けてはならない。</p>		<p>(30) 暴力団関係者の排除(条例第61条)</p> <p>条例第61条は、指定障害者支援施設を運営するにあたって、暴力団関係者を排除することを規定したものである。</p> <p>なお、「支配を受けてはならない」とは、代表者及び役員について、暴力団関係者が含まれてはならず、また、その運営について、暴力団関係者に少しでも有益な行為を行ってはならないこととしたものである。</p>
<p><b>第三章 雑則</b></p> <p>(委任)</p> <p>第六十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>(委任)</p> <p>第十二条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。</p>	

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(多目的室の経過措置)

- 2 平成十八年十月一日前から存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第三号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二条第一号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通動寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通動寮」という。）又は法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。）第五十条の二第一項第一号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第二号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第二十三条第一号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第二号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第九条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

(居室の定員の経過措置)

- 3 平成十八年十月一日前から指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通動寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

(居室面積の経過措置)

- 4 平成十八年十月一日前から存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第三条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通動寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

- 5 平成十八年十月一日前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。
- 6 平成十八年十月一日前から存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第二条第一項若しくは第四条第一項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通働寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第二条から第四条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第九条第二項の規定を適用する場合においては、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。
- 7 平成二十四年四月一日前から存する障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）第五条による改正前の児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）であって、同日以後指定障害者支援施設となるものに対する第九条第二項の規定の適用については、当分の間、同項第三号中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

（経過措置）

- 2 平成十八年十月一日前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第五条第一項の規定を適用する場合においては、同項第七号イ中「一・五メートル」とあるのは「一・三五メートル」とする。
- 3 平成十八年十月一日前から存する指定知的障害者通働寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第五条第一項第七号の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 平成十八年十月一日前から存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第五条第一項第七号ロの規定は、当分の間、適用しない。
- 5 平成二十四年四月一日前から存する旧知的障害児施設等であって、同日以後指定障害者支援施設となるものについては、当分の間、第五条第一項第七号の規定は適用しない。ただし、指定障害者支援施設となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。